

6 議 事

(1) 議案第1号

人事委員会規則及び通知の制定及び一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

規則及び通知の名称

【規則：改正】

- ・ 職員の任用に関する規則

【通知：改正】

- ・ 職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針

概要

ア 職員の任用に関する規則（施行日：公布日）

育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用を円滑に行うため、選考により採用する職について所要の改正を行う。

イ 職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針（施行日：公布日）

育児休業に伴う任期付職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員及び一般職非常勤職員を採用する場合の選考の方法について所要の改正を行う。

【質 疑】

委 員

必要な修正を行うということでしょうか。

事務局

そのとおりである。

委 員

それではそのようになりたい。

(2) 議案第2号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり意見を提出することに決定した。

【説 明】

平成20年2月議会に提出された条例の一部改正案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき県議会から意見聴取があり、これに対して本委員会の意見を回答しようとするもの。

条例案の名称

- ・ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- ・ 職員の給与に関する条例等の一部改正について

条例案の概要

ア 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

(ア) 改正理由

公益法人等に職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣することができ

る法人を追加する等の改正を行う。

(イ) 概要

- a 職員を派遣することができる法人に、次の法人を加える。
 - ・鳥取県土地開発公社
- b 職員を派遣することができる法人から、次の法人を削る。
 - ・財団法人鳥取県童謡・おもちゃ館
 - ・財団法人日本建設情報総合センター
 - ・社会福祉法人恩賜財団済生会

(ウ) 施行期日

施行期日は、平成20年4月1日とする。

(エ) 条例案に対する人事委員会の判断

職務上必要な派遣先の整理であり、異議はない。

イ 職員の給与に関する条例等の一部改正について

(ア) 改正理由

人事委員会の「船舶に乗り組む職員の給与に関する報告及び勧告並びに意見の申出」等を踏まえ、海事職給料表の新設等を行う。

(イ) 概要

a 職員の給与に関する条例の一部改正

(a) 海事職給料表の新設

船舶に乗り組む職員の処遇の適正化を図るため、これらの職員を対象とした海事職給料表を新設する。

(b) 医療職給料表(3)級別標準職務表の改正

医療職給料表(3)について、職務・職責の実態と給与上の格付けとの対応関係が不適切ないわゆる「わたり」の廃止に伴い、職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務を改正する。

(c) 定時制通信教育手当の見直し

定時制通信教育手当の支給対象及び額を次のとおり見直す。

- ・定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長については、手当を支給しないこととする。
- ・昼間において授業を行う定時制の課程については、手当の支給対象としないこととする。
- ・手当の月額を、定時制の課程を置く高等学校の職員にあつては2万円、通信制の課程を置く高等学校の職員にあつては1万円(現行：給料月額10パーセント(管理職手当の支給を受ける者は8パーセント))とする。

(d) 特地勤務手当の廃止

特地勤務手当を廃止する。

b 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(a) 航海手当の見直し

航海手当の名称、支給対象及び額を次のとおり見直す。

- ・名称を「海上危険業務手当」に改める。
- ・支給の対象となる業務を、危険と認められる期間に行われる巡視等のための航海の業務、日没時から日出時までの間において行われる試験調査等の業務及び人事委員会がこれらに相当すると認める業務に限定する。
- ・手当の額を上記の業務に従事した日1日につき600円とする。

(b) 夜間定時制業務兼務手当の見直し

夜間定時制業務兼務手当の支給対象及び額を次のとおり見直す。

- ・支給の対象となる職員に昼間において授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員を加える。
- ・支給の対象を本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間において授業を行う定時

制課程の授業に従事したときに限定する。

・手当の額を授業1時間につき600円（現行：830円）とする。

c 職員の旅費等に関する条例の一部改正

旅行手当を廃止する。

d 関係条例の一部改正

(a) 次の条例について、aの(d)の改正事項に準じた改正を行う。

・現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

・企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(b) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、所要の規定の整備を行う。

(ウ) 施行期日

施行期日は、平成20年4月1日とする。

(エ) 条例案に対する人事委員会の判断

基本的に本委員会勧告の内容に沿うものであり、異議はない。

本委員会の意見案

異議はない旨回答する。

【質 疑】

事務局

派遣条例は必要な事項の整理、給与条例は勧告に伴う改正である。

委 員

特殊勤務手当の改正のうち、夜間定時制業務兼務手当については、昼間授業することが本務の教員が夜間定時制でも授業すれば対象になるということか。

事務局

そのとおりである。

委 員

夜間定時制が今もあるのか。

事務局

米子東高校などに設置されている。そのような高校で昼間教えている教員が夜間定時制でも教えると対象となる。

委 員

夜間が本務の人が昼間に教えることはないのか。

事務局

可能性としてなくはないが、想定されていないのではないかと。

委 員

医療職給料表(3)の級別標準職務表について、「困難な」とか「相当困難な」というのはどういう趣旨か。

事務局

従来は「なし」「相当困難」「困難」「特に困難」「極めて困難」という順で使い分けがなされていたが、わたりの温床ともなっていた。

委 員

評価の柔軟性がなくなるのではと心配して確認した。従前から、これによって柔軟な

評価が行われたのではなく、むしろ、わたりの温床になっていたとのことであるから、改正の趣旨を了解した。

事務局

現在の評価は査定昇給でできるようになったので、その点は大丈夫である。

委員

他の職種と比べて看護師だけ整理が遅れたのはどうしてか。

事務局

特に看護師のような専門職は職が作りやすく、整理をするのに時間を要したようだ。

事務局

今までは看護師長、看護部長という整理であったが、もう少し細かく実態を見て現場の実態にあったようにしたものである。

委員

改正前は看護師長は3級からとなっていたが、今回の改正で誰であろうと看護師長は5級ということか。

事務局

そのように整理した。

委員

大きな病院は看護師長がたくさんいるのか。

事務局

病棟単位で看護師長がおり、中央病院で15人くらいになる。

委員

同じ看護師長でも業務の困難さに違いがあるのではないかと思ったが、わたりの整理という位置づけであれば了解。

委員

年齢の高い准看護師の給料の方が看護師より高い場合があったということか。

事務局

そういう場合もあり得た。

委員

そのような実態が今回整理されたということであれば、すっきりしてよいと思う。

(3) 議案第3号

現業職員の一般行政職への転任の承認について、事務局が説明し、原案のとおり承認することに決定した。

(4) 報告第1号

職員の懲戒処分について、事務局が説明した。

(5) 協議等事項

係長級専門的スタッフ職の設定について、事務局が説明した。

【説明】

知事部局から協議があったもの。

学校栄養職員における係長級専門的スタッフ職の設定について、事務局が説明した。

【説明】

教育委員会から協議があったもの。

統括少年警察補導員（行政職課長補佐級）の設置について、事務局が説明した。

【説明】

警察本部から協議があったもの。

臨床心理士・視能訓練士の職の設置について、事務局が説明した。

【説明】

病院局から協議があったもの。

制度改正に伴う人事委員会規則及び通知の改正の概要について、事務局が説明した。

【質疑】

事務局

概要を説明したが、今後さらに技術的な詰め等を行って3月26日の委員会に付議する予定。

委員

大変なボリュームだ。

事務局

地域給の切替えだけでも大変な作業だが、本県にはわたりの廃止もあるのでよけいに大変な作業になる。もう少しすれば作業も平準化されると思う。

県民から寄せられた意見（県民の声）について、事務局が説明した。

【説明】

【意見者】

性別、年齢、住所 不明（2月23日付メール、2月25日受付）

【意見】

先日新聞に県職員の給料が下がると書いてあったが賛成だ。公務員の給料は高すぎるのもっと下げてもいいのではないかと。役職ごとの割合が書いてあったが役職に付いていても県民に奉仕しているのだから昇給だけ残して全員一律にしたほうが予算が削減できてもっと良いのではないかと。

新聞には事務職員について書いてあったと思うが警官や教員はなぜ高いままなのか。県職員なのだから同じでないとおかしい。早くそのように発表してはどうか。

【回 答】 2月28日 県民室へ回答

公務員の給料は、高すぎるのもっと下げてもいいのではないかと意見ですが、県職員の給与は、地方公務員法第24条第3項に「職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と定められています。

毎年国（人事院）及び他県と共同して県内で実施する民間給与実態調査結果を考慮しながら、国や他の都道府県の職員の状況などを勘案して県職員の給与について勧告を行い、この勧告を受けて、知事が給与と条例改定を県議会に諮り職員給与が決定されており、適正な水準であると考えています。

また、昇給だけ残して全員一律にしたほうが良いとか、警官や教員も県職員なのだから同じでないとおかしいとの意見ですが、同じく法第24条第1項は「職員の給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない」と職務給の原則を掲げており、全員一律同じにというのは、この原則に反するものであり、適当ではありません。

県職員・警察官の仕事説明会等の実施について、事務局が説明した。

【説 明】

ア 「県職員」「警察官」の仕事説明会、採用試験説明会年間計画について

「県職員」「警察官」の仕事に関心をお持ちの方や、採用試験の受験を希望されている方を対象とした説明会について、計画したものを。

(ア) 高校生を対象とした「オープン県庁」(仕事説明会)

開催日 : 3月27日(木)

場 所 : 県庁講堂

対象者 : 県内の高等学校(高等専門学校を含む)に在学中の生徒で県や警察の仕事に関心をお持ちの方

概 要 : 県庁・警察の仕事ガイダンス、警察本部見学ツアー、県庁見学ツアー、個別相談

(イ) 採用試験説明会(5月実施分)

対象の試験 : 【5月申込】大学卒業程度、警察官A(1回目)

開催日、場所 : 【大阪会場】5月15日(木) 関西本部交流室

【鳥取会場】5月16日(金) 県庁講堂

【東京会場】5月19日(月) 都道府県会館405会議室

対象者 : 平成20年度採用試験の受験を希望されている方

概 要 : 採用試験の概要説明

(ウ) 採用試験説明会(8月実施分)

対象の試験 : 【8月申込】高校卒業程度、警察官B、身体障害者対象

【9月申込】資格免許職、警察官A（2回目）

開催日 : 8月上～中旬（予定）
場 所 : 県庁
対象者 : 平成20年度採用試験の受験を希望されている方
概 要 : 採用試験の概要説明

（エ）「県職員」「警察官」の仕事説明会（8月実施分）

開催日 : 8月上～中旬（予定）
場 所 : 県庁
対象者 : 県や警察の仕事に関心をお持ちの方
概 要 : 全体説明、職場見学・職員との意見交換、個別相談

（オ）「県職員」「警察官」の仕事説明会（12月実施分）

開催日 : 12月下旬（予定）
場 所 : 県庁
対象者 : 県や警察の仕事に関心をお持ちの方
概 要 : 全体説明、職場見学・職員との意見交換、個別相談

イ 高校生を対象とした「オープン県庁」について

県内の高等学校（高等専門学校を含む）に在学中の生徒を対象にした「オープン県庁」を開催するもの。

（ア）日 時 3月27日（木）
午後1時30分から午後4時まで（午後1時15分受付開始）

（イ）場 所 鳥取県庁本庁舎1階 講堂

（ウ）対 象 者 鳥取県内の高等学校（高等専門学校を含む）に在学中の生徒の方
（高等学校等の担当教員の方の参加も可能）

（エ）主な内容

県庁・警察の仕事ガイダンス : 県庁や警察の仕事内容、様々な職種、採用試験等の説明
警察本部見学ツアー : 警察本部庁舎内の見学
県庁見学ツアー : 県庁舎内の見学
個別相談（16:00～17:00） : 個別の相談（希望者のみ）

（オ）申込方法

申込期間 : 3月7日（金）から21日（金）まで
申込方法 : 電話又はEメールで、鳥取県人事委員会事務局へ申し込むこと
（申込時に 氏名 学校名 学年 を明らかにする。）
電話の場合 : 鳥取県人事委員会事務局（0857-26-7553）へ
Eメールの場合 : メールアドレス（jinji@pref.tottori.jp）あてに送信
（メールタイトルは「オープン県庁参加」とする。）

【質 疑】

事務局

3月5日に報道に資料提供する予定なので6日あたりに新聞等に掲載されるのではと
思っている。

委 員

昨年もテレビで紹介されていた。

事務局

回を重ねていけば、だんだん周知されてくると思う。

委員

よい取り組みだと思う。

事務局

試験自体も見直しを重ねている。

委員

初任給も今回上げることだし。

全人連役員会（平成20年2月15日開催）の概要について、事務局が説明した。

【説明】

2月15日に開催された全人連役員会の会議資料及びその概要について、広島県人事委員会事務局から報告があったもの。

ア 日時 平成20年2月15日（金）15：00～17：20

イ 場所 都庁第一本庁舎N塔42階特別会議室A

ウ 出席者 広島県人事委員会 佐古委員、平田事務局長 ほか役員

エ 内容

【組合要請】

公務労協公務員労働組合連絡会地方公務員部会及び公務労組連絡会から、地方公務員の賃金・労働条件の改善等に関する要請があり、本日、これを受けて全人連会長から口頭で回答したい旨の説明があり、回答案について了承、別室で要請がなされた。

【役員会】

（ア）開会あいさつ 全人連 内田会長

（イ）議事 議長～全人連 内田会長

【協議事項】

a 平成20年職種別民間給与実態調査に対する要望事項について

- ・ 各ブロックから出された126項目の要望を事務局で34項目に取りまとめ、特に要望の多かった5項目を重点要望事項とした。要望に対する人事院の対応については、4月の役員会のときに人事院から回答をもらい、事務局から各人事委員会に送付する。
- ・ また、これに関連し、質疑事項2項目を人事院に提出しており、本日、人事院から回答してもらうこととしたい。

【報告事項】

a 平成20年度の教員給与への対応に向けて

事務局が資料に沿って、平成19年度の状況等を報告。

また、今後の進め方として、2月中旬に平成20年度教員給与への対応に関する意向調査、3月中旬に全人連給与部会において平成20年度の対応について協議、4月上旬に全人連役員会において平成20年度の対応を決定することが報告された。

b 全国人事委員会連合会の分担金について

事務局が資料に沿って、これまでの経緯等を報告。

今後の検討の方向性として、役員会メンバーの事務局の実務者レベル（課長級）でワーキングをつくり、加盟団体に対する意向調査を検討することなどが提案され、了承された。

また、大阪府から、総会の開催方法の工夫について検討してもらいたいとの要望が出された。

c 平成20年度役員会・総会等の日程について

4月の役員会を14日（月）、春季総会（東京都）を6月6日（金）、公平審査事

務研修会（仙台市）を7月10日（木）・11日（金）、秋季総会（愛知県）を11月7日（金）とすることなどが報告された。

【質 疑】

<全人連の分担金関係>

委 員

確かに紅茶やケーキは必要ない。

事務局

3月10日くらいまでに御意見があればメール等をお願いしたい。

事務局

総会で講演会をするにしても、やるなら本当に勉強になるものをしてほしい。

委 員

全人連の予算はどこから出ているのか。

事務局

各都道府県が出している。本県も13万2千円負担している。これは都道府県と政令市の中では一番少ない金額。知事会の予算とも連動している。

委 員

審査事務研修会のテーマがありきたりである。意見を申し出るのは気になるところだけでよいか。

事務局

それでよい。